

守口市立保育所の民間移管に伴う認定こども園運営者選考について

1. 移管法人の選考方法

- ① 移管法人の選考は、書類選考及びヒアリング等による審査。
- ② 移管法人の決定は、選考委員会による選考を踏まえ、守口市長が決定。
- ③ 北寺方保育所の選考は、応募法人に対し選考委員会が審査・順位付けを行い、第1順位の応募法人を移管法人候補と決定。

2. 応募事業者のプレゼンテーション・面接について（1法人につき、30分程度）

応募事業者のプレゼンテーション・面接を行い、各委員が、応募事業者ごとに、民間移管事業者選考基準（点数表）を基に選考基準配点表に記載する。

- 応募事業者からのプレゼンテーション 15分程度
  - ※ 運営施設及び移管施設運営におけるアピールポイント等
  - ※ 10分を経過した時点でタイムキーパーがベルを1度、プレゼンテーション終了時（15分経過時）にベルを2度鳴らします。
- 選考委員からの質疑応答 15分程度
  - ※ プレゼンテーションや申請書類等に関する質疑応答

開始予定時刻	法人名称	代表者氏名
午前9時50分から	学校法人 大阪集成学園	理事長 河田 英子
午前10時30分から	社会福祉法人 和修会	理事長 塚本 由美

3. 応募事業者の書類審査について（30分程度を想定）

全ての応募事業者のプレゼンテーション・面接終了後、書類審査を行う。書類審査は、各委員が、応募事業者ごとに、民間移管事業者選考基準（点数表）を基に選考基準配点表に記載する。

4. 応募事業者の得点について

- ① 事務局は、各委員が得点を付した選考基準配点表を回収し、得点を確認する。委員が付した得点を各項目ごとに平均点を算出し、その合計点を応募法人の合計得点とする。
- ② 合計得点を付した後、ボーダーラインとして5割以上の得点がない場合については落選とする。
- ③ 選考委員が選考を行う委員会を欠席した場合は、その委員を除いた出席委員のみで審査・選考することとする。

5. 移管法人候補の決定について

選考委員会の審査の結果、移管法人候補を決定。その結果を選考委員会から守口市に答申をもらう。